

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱

令和2年9月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市自治基本条例(平成21年防府市条例第25号)第32条の規定に基づき、防府市自治基本条例の見直しを検討するに当たり、広く市民等の意見、提言等を反映するため、防府市自治基本条例推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次の区分による委員10人以内をもって組織し、委員は市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 団体等から推薦された者 4人
- (3) 公募による者 4人以内

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の協議会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、地域交流部市民活動推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。